

国民保護に関する川島町計画
〈避難実施要領パターン〉

令和5年3月
川 島 町

目 次

1	避難実施要領の策定について	1
	(1) 避難実施要領とは	1
	(2) 避難実施要領のパターンについて	1
2	避難実施要領の様式	3
3	避難実施要領のパターン	4
	(1) 想定する事態の検討	4
	(2) 事態の特徴	4
	(3) 弾道ミサイル攻撃・NBC攻撃	7
	①通常弾頭の場合	7
	②核弾頭の場合	10
	③生物剤弾頭の場合	13
	④化学物質弾頭の場合	16
	(4) ゲリラや特殊部隊による攻撃	19
4	住民の避難の基本的考え方	22
	(1) 避難措置の指示	22
	(2) 避難の指示	22
	(3) 避難形態	23
5	避難誘導における一般的留意事項	25
	(1) 各種の事態に即した対応	25
	(2) 避難誘導に係る情報の共有化、一元化	25
	(3) 住民に対する情報提供の在り方	26
	(4) 高齢者、障害者等への配慮	27
	(5) 安全かつ規律を保った避難誘導	27
	(6) 学校や事業所における対応	28
	(7) 民間企業による協力体制の構築	28
	(8) 住民の「自助」に基づく取り組みの促進	28
	資料編	30

1 避難実施要領の策定について

(1) 避難実施要領とは

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下、国民保護法）では、住民の避難に関する措置を行うにあたり、都道府県知事が避難の指示を行ったときは、市町村長はただちに避難実施要領を定めて、その定めるところにより避難住民を誘導することとされている。避難実施要領は、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識の下で避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、避難実施要領により定められた避難の経路、手段、誘導の実施方法、関係職員の配置等、具体的に避難住民の誘導を行うに際して必要となる事項の内容は住民に伝達されることとなる。

ただし、緊急の場合には、時間的余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものとすることもあり得る。

(2) 避難実施要領のパターンについて

国民保護事案が発生し、住民の避難が必要な状況では、通常、時間的な余裕は全くなく、速やかに避難住民の誘導を行うことが求められる。しかし、実際に住民を避難させるにあたっては、避難施設や避難の手段、避難経路、誘導員の配置等様々な事項について決定する必要がある、これらの検討を事案が発生してから始めるのでは、迅速に避難実施要領を作成することができず、誘導に至るまでにかかなりの時間を要することとなってしまふ。

そこで、国民保護に関する基本指針では、迅速に避難実施要領が作成できるよう、市町村は、関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、複数の「避難実施要領のパターン」を作成しておくよう努めるものとされている。

この避難実施要領パターンは、「国民保護に関する川島町計画」第2編第4章第2節「モデル避難実施要領の作成」において、あらかじめ、武力攻撃事態の態様に応じて複数パターンの避難実施要領パターンを作成し、周知することとされていることに基づき、作成するものである。

<避難実施要領の作成パターンについて>

類 型 項 目	着上陸侵攻 からの避難	ゲリラや特殊部隊 等からの避難	航空攻撃からの避難	
			兆候がある場合	兆候がない場合
攻撃の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・攻撃が大規模であり広範囲で長期化する傾向がある。 ・着上陸侵攻に先立ち、空爆や弾道ミサイル攻撃が行われることがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・秘匿した行動を取るため、事前の兆候を察知することが困難である。 ・政治経済の中核やダム、鉄道など重要施設が標的となる可能性が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難が長期化し、広範囲にわたる可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対応時間が短く使用される弾頭により被害の状況が異なるのは弾道ミサイル攻撃の場合と同様である。
避難時間	<ul style="list-style-type: none"> ・事前の準備が可能であり、避難時間に余裕がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・短時間で被害が発生することが考えられ、避難時間はあまりない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前の準備が可能であり、避難時間に余裕がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・短時間で被害が発生することが考えられるため、避難時間はあまりない。
避難実施要領に盛り込むべき内容	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的、長期的な避難方法について盛り込む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・攻撃当初は屋内に避難させ、その後関係機関と協力して安全措施を講じつつ、適当な避難地に移動させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・着上陸侵攻に準じて、広域的、長期的な避難方法について盛り込む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・弾道ミサイル攻撃からの避難の場合に準じて、避難方法について盛り込む。

類 型 項 目	弾道ミサイル攻撃からの避難			
	通常弾頭である場合	核弾頭である場合	生物剤弾頭である場合	化学物質弾頭である場合
攻撃の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・発射の段階で攻撃目標を特定することは困難 			
避難時間	<ul style="list-style-type: none"> ・極めて短時間で被害が発生することが考えられたため、避難時間はあまりない。 			
避難先	<ul style="list-style-type: none"> ・避難時間があまりないため、近くの建物の中など、屋内避難を基本とする。 			
避難実施要領に盛り込むべき内容	<ul style="list-style-type: none"> ①屋外にいた場合 ② 屋内にいた場合 ③ 乗り物の中にいた場合を想定して、避難方法について盛り込む。 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・安全が確認されるまで、むやみに外に出ない。 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・手袋、カップ等の着用など、放射能の影響を避ける避難方法について盛り込む。 ・タオルやマスクの使用等、内部被曝を避ける方策について盛り込む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・攻撃が行われた場所から直ちに離れ、密閉された部屋等に避難する。 ・ヒトや動物を媒体とする生物剤が使用された場合には、住民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療する等の措置を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・風向きが非常に重要になるので、第一に風向きを確認する。 ・外気から密閉性の高い部屋等に避難する。ガムテープ等で目張り等をする。 	

2 避難実施要領の様式

避難実施要領に定められた様式はなく、事態に応じて必要事項を記載すれば良いものであり、より柔軟に対応することができるものであるが、あらかじめ必要と思われる項目を用意しておき、事案によって不明又は不必要な部分は空欄として残し、不足については追加するという手法が迅速な作成に有効であると考えられる。

一定の基礎情報、考慮事項等について記載し、一覧性を持たせたものとして、屋内避難と町域内避難・町域外避難の様式例を資料1のとおり示す。

また、現実に作成に時間的猶予のない事態が発生した場合等では、避難実施要領に最小限の事項のみを記載することが考えられるため、最小限の項目に限った避難実施要領の様式例も示しておく。

3 避難実施要領のパターン

この避難実施要領パターンは、「国民保護に関する川島町計画」第2編第4章第2節「避難実施要領の作成」において、あらかじめ、武力攻撃事態の態様に応じて複数パターンの避難実施要領パターンを作成し、周知することとされていることに基づき、作成するものである。

ここでは、弾道ミサイル・NBCミサイル攻撃（通常弾頭・核弾頭・生物剤弾頭・化学物質弾頭）の場合及びゲリラや特殊部隊による攻撃の場合の避難実施要領パターンを作成しておくこととする。

（1）想定する事態の検討

「避難実施要領のパターン」は、実際に国民保護事案が発生した際に策定する「避難実施要領」そのものではなく、あくまでも事前に事態を想定して、その対応を用意するものである。このため、パターン作成に当たっては、どのような事態が起きるのか、それに対して国、都道府県からどの程度具体的な指示が来るのか等を検討して想定事例とすることが最初に行うべき作業であり、現実的で合理的な想定を設定することは極めて重要である。

国民保護事案として想定される事態は多種多様であり、どのような事態が想定されるかは、地理的特性や施設等により異なるものであるが、想定する事態としては、まず、武力攻撃事態の4類型や緊急対処事態の4類型が考えられる。

（2）事態の特徴

基本指針においては、武力攻撃事態は、①着上陸侵攻、②ゲリラ・特殊部隊による攻撃、③弾道ミサイル、④航空攻撃の4つの類型が想定されており、緊急対処事態については、①原子力事業所等の破壊や石油コンビナートの爆破等、②ターミナル駅や列車の爆破等、③炭疽菌やサリンの大量散布等、④航空機による自爆テロ等が例と想定されている。住民の避難移管する措置を実施する際には、事態の特徴を考慮しながら避難方法を検討することが必要であることから、事態ごとのおおまかな特徴を把握しておくことが重要である。

*** 避難の際に考慮すべき事態の特徴**

区分	特徴
武力攻撃事態 着上陸侵攻	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民保護措置を実施すべき地域が広範囲にわたるとともに、期間が比較的長期に及ぶことも想定される。 ・ 船舶により上陸する場合は、沿岸部が当初の侵攻目標となりやすい。 ・ 航空機による場合は、空港に近い地域が攻撃目標となりやすい。船舶が接岸容易な地域と近接している場合は、特に目標とされやすい。
ゲリラ・特殊部隊による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が発生することが想定される。 ・ 被害は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定される。
弾道ミサイル攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で着弾地域を特定することが極めて困難であり、さらに、極めて短時間での着弾が予想される。 ・ 弾頭の種類（通常弾頭であるのか、核・生物・化学弾頭であるのか）を着弾前に特定することが困難であり、弾頭の種類に応じて、被害の様相や対応が大きく異なる。
航空攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することは困難である。 ・ 都市部の主要な施設やライフラインのインフラ施設が目標となることが想定される。 ・ 攻撃の意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。

区分	特徴	
緊急 対 処 事 態	危険性を内在する物質を有する施設等への攻撃	<ul style="list-style-type: none"> 原子力事業所等やダム破壊、石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃が行われた場合、爆発及び火災により、住民等に被害が発生する。 建物・ライフライン等が機能不全に陥り、社会活動等に支障をきたすおそれがある。
	大規模集客施設・大量輸送機関等への攻撃	<ul style="list-style-type: none"> 大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。
	交通機関を用いた攻撃	<ul style="list-style-type: none"> 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害が発生するおそれがある。 爆発・火災の規模によっては、建物・ライフライン等も甚大な被害を受け、社会活動等に支障を来すおそれがある。
	大量殺傷物質等による攻撃	
	放射性物質等	<ul style="list-style-type: none"> 核兵器による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能による残留放射線によって生ずる。 放射性降下物による被害は、一般的には熱戦や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定される。 ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、爆発による被害と放射能による被害をもたらす。
	生物剤による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> 生物剤は、人に知られることなく散布することが可能である。 発症するまでの潜伏期間に、感染した人々が移動することにより、生物剤が散布されたと判明した時には、既に被害が拡大している可能性がある。 ヒトを媒体とする天然痘等の生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。 毒素の特徴については、化学剤の特徴と類似している。
	化学剤による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> 化学剤は、一般に地形や気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる。 特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類により異なる。

(3) 弾道ミサイル攻撃・NBC攻撃

①通常弾頭の場合

1 事態の状況

事態の状況及び避難の必要性

国の対策本部長は、弾道ミサイルの発射が迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った（資料2）。これに基づき、知事は、避難の指示を行った（資料3、4）。

そのため、町は、実際に弾道ミサイルが発射されたときに住民が迅速に対応できるように、住民に対して、以後、警報の発令に関する情報に注意するよう周知するとともに、その場合に住民がとるべき行動について周知する。

2 方針及び実施要領

全般的な方針

ア 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長からその都度、警報の発令が行われることから、町の区域が着弾予測地域に含まれる場合においては、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による防災行政無線のサイレンその他の通信連絡手段を最大限に活用して、速やかに警報を伝達し、警報の内容に従い、住民を屋内に避難させる。

イ 避難する期間については、ミサイルの規模やミサイルの弾頭に搭載された物質の種類等により、影響範囲や影響期間が異なるため、ミサイル着弾後に改めて県の指示があるまで、屋内への避難を継続する。

避難実施要領

避難実施要領（一例）

川島町長

○年○月○日○時○分現在

1 警報の内容

国の対策本部長は、弾道ミサイルの発射が迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った。

このため、実際に弾道ミサイルが発射されたときに各人が迅速に対応できるよう、今後、警報の発令に関する情報に注意するとともにその場合に住民がとるべき行動について周知する。

2 避難指示

実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長からその都度の警報が行われることから、本町が着弾予測地域に含まれる場合においては、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による防災行政無線のサイレンその他の通信連絡手段を最大限に活用して、速やかに警報を伝達し、警報の内容に従い、住民を屋内に避難させる。

避難する期間については、ミサイルの規模やミサイルの弾頭に搭載された物質の種類等により、影響範囲や影響期間が異なるため、ミサイル着弾後に改めて県の指示があるまで、屋内への避難を継続する。

実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、町民が近くの屋内に避難するよう周知徹底するとともに、以下のことにも留意しながら避難するよう周知する。

- ・ 近くの建物（できればコンクリート造り等頑丈な建物）の中に避難すること。
- ・ 近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守ること。
- ・ 屋内ではできるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋に移動すること。
- ・ 車両内にいる者は、むやみに車外へ出ずにラジオ等で正確な情報収集に努めること。やむを得ず車を道路へ置いて避難するときは、道路の左端側に沿って駐車し、キーを付けたままロックをせずに避難すること。
- ・ 着弾があった現場からは速やかに離れ、着弾後の状況を踏まえて別に示される「避難の指示」に従い行動すること。
- ・ 防災行政無線、テレビ、ラジオ等を通じて伝えられる情報に注意すること。
- ・ 服装は、できるだけ肌を露出しないものとし、マスク等を着用すること。

3 避難の方法に関する事項（法第61条第2項第1号）			
要避難地域	}	}	※当時の状況に応じて記載
要避難者数			
うち要配慮者数			
避難先地域			
一時避難場所及び集合方法			
集合場所			
避難経路			
避難手段			
避難開始日時			
4 避難の実施に関し必要な事項（法第61条第2項第3号）			
避難施設	名称	}	※当時の状況に応じて記載
	所在地		
	連絡先		
避難にあたっての留意事項	住民に対しては、屋内避難に備えて、最低限の食料や飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明書を用意しておくよう周知する。また、防災行政無線やテレビ、ラジオなどを通じて伝えられる情報に注意するよう周知する。		
追加情報の伝達方法	防災行政無線、広報車、ホームページ、防災メール、SNS等		
5 避難住民の誘導に関する事項（法第61条第2項第2号）			
職員の配置場所・人数	}	}	※当時の状況に応じて職員の体制及び配備等を行う
職員間の連絡方法			
要配慮者の避難誘導方針	避難行動要支援者の区分に応じた対応を実施		
残留者の確認方法	※確認者、時期、完了予定日時等を含めて決定し記載		
6 緊急時の連絡手段			
川島町	TEL:049-299-1753		
国民保護対策本部	FAX:049-297-6058		

②核弾頭の場合

1 事態の状況

事態の状況及び避難の必要性

国の対策本部長は、核弾頭を搭載した弾道ミサイルの発射が迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った（資料2）。これに基づき、知事は、避難の指示を行った（資料3、4）。

そのため、町は、実際に弾道ミサイルが発射されたときに住民が迅速に対応できるように、住民に対して、以後、警報の発令に関する情報に注意するよう周知するとともに、その場合に住民がとるべき行動について周知する。

2 方針及び実施要領

全般的な方針

ア 実施に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長からその都度、警報の発令が行われることから、町の区域が着弾予測地域に含まれる場合においては、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による防災行政無線のサイレンその他の通信連絡手段を最大限に活用して、速やかに警報を伝達し、警報の内容に従い、住民を屋内に避難させる。

イ 避難する期間については、ミサイルの規模やミサイルの弾頭に搭載された物質の種類等により、影響範囲や影響期間が異なるため、ミサイル着弾後に改めて県の指示があるまで、屋内への避難を継続する。

避難実施要領

避難実施要領（一例）

川島町長

○年○月○日○時○分現在

1 警報の内容

国の対策本部長は、弾道ミサイル（核弾頭）の発射が迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った。

このため、実際に弾道ミサイルが発射されたときに各人が迅速に対応できるよう、今後、警報の発令に関する情報に注意するとともにその場合に住民がとるべき行動について周知する。

2 避難指示

実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長からその都度の警報が行われることから、町が着弾予測地域に含まれる場合においては、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による防災行政無線のサイレンその他の通信連絡手段を最大限に活用して、速やかに警報を伝達し、警報の内容に従い、住民を屋内に避難させる。

避難する期間については、ミサイルの規模やミサイルの弾頭に搭載された物質の種類等により、影響範囲や影響期間が異なるため、ミサイル着弾後に改めて県の指示があるまで、屋内への避難を継続する。

実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、町民が近くの屋内に避難するよう周知徹底するとともに、以下のことにも留意しながら避難するよう周知する。

- ・ 近くの建物（できればコンクリート造り等頑丈な建物）の中に避難すること。
- ・ 近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守ること。
- ・ 屋内ではできるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋に移動すること。
- ・ 車両内にいる者は、むやみに車外へ出ずにラジオ等で正確な情報収集に努めること。やむを得ず車を道路へ置いて避難するときは、道路の左端側に沿って駐車し、キーを付けたままロックをせずに避難すること。
- ・ 着弾があった現場からは速やかに離れ、着弾後の状況を踏まえて別に示される「避難の指示」に従い行動すること。
- ・ 防災行政無線、テレビ、ラジオ等を通じて伝えられる情報に注意すること。
- ・ 服装は、できるだけ肌を露出しないものとし、マスク等を着用すること。
- ・ 避難にあたっては、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護し、手袋、帽子、雨カッパ等を着用して、風下を避け極力風向きと垂直方向に避難すること。
- ・ 木造家屋内にいる者は、状況により、放射線の遮へい効果が大きいコンクリート建物等への退避を検討すること。

3 避難の方法に関する事項（法第61条第2項第1号）			
要避難地域	}	}	※当時の状況に応じて記載
要避難者数			
うち要配慮者数			
避難先地域			
一時避難場所及び集合方法			
集合場所			
避難経路			
避難手段			
避難開始日時			
4 避難の実施に関し必要な事項（法第61条第2項第3号）			
避難施設	名称	}	※当時の状況に応じて記載
	所在地		
	連絡先		
避難にあたっての留意事項	<p>住民に対しては、屋内避難に備えて、最低限の食料や飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明書を用意しておくよう周知する。また、防災行政無線やテレビ、ラジオなどを通じて伝えられる情報に注意するよう周知する。</p> <p>また、汚染された疑いのある水や食物の摂取を避け、屋外から屋内に戻ってきた場合は、衣類を脱いでビニール袋等に密閉し、手、顔、体をよく洗うよう周知する。</p>		
追加情報の伝達方法	防災行政無線、広報車、ホームページ、防災メール、SNS等		
5 避難住民の誘導に関する事項（法第61条第2項第2号）			
職員の配置場所・人数	}	}	※当時の状況に応じて職員の体制及び配備等を行う
職員間の連絡方法			
要配慮者の避難誘導方針	避難行動要支援者の区分に応じた対応を実施		
残留者の確認方法	※確認者、時期、完了予定日時等を含めて決定し記載		
6 緊急時の連絡手段			
川島町	TEL:049-299-1753		
国民保護対策本部	FAX:049-297-6058		

③生物剤弾頭の場合

1 事態の状況

事態の状況及び避難の必要性

国の対策本部長は、生物剤弾頭を搭載した弾道ミサイルの発射が迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った（資料2）。これに基づき、知事は、避難の指示を行った（資料3、4）。

そのため、町は、実際に弾道ミサイルが発射されたときに住民が迅速に対応できるよう、住民に対して、以後、警報の発令に関する情報に注意するよう周知するとともに、その場合に住民がとるべき行動について周知する。

2 方針及び実施要領

全般的な方針

ア 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長からその都度、警報の発令が行われることから、町の区域が着弾予測地域に含まれる場合においては、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による防災行政無線のサイレンその他の通信連絡手段を最大限に活用して、速やかに警報を伝達し、警報の内容に従い、住民を屋内に避難させる。

イ 避難する期間については、ミサイルの規模やミサイルの弾頭に搭載された物質の種類等により、影響範囲や影響期間が異なるため、ミサイル着弾後に改めて県の指示があるまで、屋内への避難を継続する。

避難実施要領

避難実施要領（一例）

川島町長

○年○月○日○時○分現在

1 警報の内容

国の対策本部長は、弾道ミサイル（生物剤弾頭）の発射が迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った。

このため、実際に弾道ミサイルが発射されたときに各人が迅速に対応できるよう、今後、警報の発令に関する情報に注意するとともにその場合に住民がとるべき行動について周知する。

2 避難指示

実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長からその都度の警報が行われることから、町が着弾予測地域に含まれる場合においては、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による防災行政無線のサイレンその他の通信連絡手段を最大限に活用して、速やかに警報を伝達し、警報の内容に従い、住民を屋内に避難させる。

避難する期間については、ミサイルの規模やミサイルの弾頭に搭載された物質の種類等により、影響範囲や影響期間が異なるため、ミサイル着弾後に改めて県の指示があるまで、屋内への避難を継続する。

実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、町民が近くの屋内に避難するよう周知徹底するとともに、以下のことにも留意しながら避難するよう周知する。

- ・ 近くの建物（できればコンクリート造り等頑丈な建物）の中に避難すること。
- ・ 近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守ること。
- ・ 屋内ではできるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋に移動すること。
- ・ 車両内にいる者は、むやみに車外へ出ずにラジオ等で正確な情報収集に努めること。やむを得ず車を道路へ置いて避難するときは、道路の左端側に沿って駐車し、キーを付けたままロックをせずに避難すること。
- ・ 着弾があった現場からは速やかに離れ、着弾後の状況を踏まえて別に示される「避難の指示」に従い行動すること。
- ・ 防災行政無線、テレビ、ラジオ等を通じて伝えられる情報に注意すること。
- ・ 服装は、できるだけ肌を露出しないものとし、マスク等を着用すること。

3 避難の方法に関する事項（法第61条第2項第1号）			
要避難地域	}	}	※当時の状況に応じて記載
要避難者数			
うち要配慮者数			
避難先地域			
一時避難場所及び集合方法			
集合場所			
避難経路			
避難手段			
避難開始日時			
4 避難の実施に関し必要な事項（法第61条第2項第3号）			
避難施設	名称	}	※当時の状況に応じて記載
	所在地		
	連絡先		
避難にあたっての留意事項	<p>住民に対しては、屋内避難に備えて、最低限の食料や飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明書を用意しておくよう周知する。また、防災行政無線やテレビ、ラジオなどを通じて伝えられる情報に注意するよう周知する。</p> <p>また、汚染された疑いのある水や食物の摂取を避け、屋外から屋内に戻ってきた場合は、衣類を脱いでビニール袋等に密閉し、手、顔、体をよく洗うよう周知する。</p>		
追加情報の伝達方法	防災行政無線、広報車、ホームページ、防災メール、SNS等		
5 避難住民の誘導に関する事項（法第61条第2項第2号）			
職員の配置場所・人数	}	}	※当時の状況に応じて職員の体制及び配備等を行う
職員間の連絡方法			
要配慮者の避難誘導方針	避難行動要支援者の区分に応じた対応を実施		
残留者の確認方法	※確認者、時期、完了予定日時等を含めて決定し記載		
6 緊急時の連絡手段			
川島町	TEL:049-299-1753		
国民保護対策本部	FAX:049-297-6058		

④化学物質弾頭の場合

1 事態の状況

事態の状況及び避難の必要性

国の対策本部長は、化学物質弾頭を搭載した弾道ミサイルの発射が迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った（資料2）。これに基づき、知事は、避難の指示を行った（資料3、4）。

そのため、町は、実際に弾道ミサイルが発射されたときに住民が迅速に対応できるように、住民に対して、以後、警報の発令に関する情報に注意するよう周知するとともに、その場合に住民がとるべき行動について周知する。

2 方針及び実施要領

全般的な方針

ア 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長からその都度、警報の発令が行われることから、町の区域が着弾予測地域に含まれる場合においては、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による防災行政無線のサイレンその他の通信連絡手段を最大限に活用して、速やかに警報を伝達し、警報の内容に従い、住民を屋内に避難させる。

イ 避難する期間については、ミサイルの規模やミサイルの弾頭に搭載された物質の種類等により、影響範囲や影響期間が異なるため、ミサイル着弾後に改めて県の指示があるまで、屋内への避難を継続する。

避難実施要領

避難実施要領（一例）

川島町長

○年○月○日○時○分現在

1 警報の内容

国の対策本部長は、弾道ミサイル（化学物質弾頭）の発射が迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った。

このため、実際に弾道ミサイルが発射されたときに各人が迅速に対応できるよう、今後、警報の発令に関する情報に注意するとともにその場合に住民がとるべき行動について周知する。

2 避難指示

実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長からその都度の警報が行われることから、本町が着弾予測地域に含まれる場合においては、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による防災行政無線のサイレンその他の通信連絡手段を最大限に活用して、速やかに警報を伝達し、警報の内容に従い、住民を屋内に避難させる。

避難する期間については、ミサイルの規模やミサイルの弾頭に搭載された物質の種類等により、影響範囲や影響期間が異なるため、ミサイル着弾後に改めて県の指示があるまで、屋内への避難を継続する。

実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、町民が近くの屋内に避難するよう周知徹底するとともに、以下のことにも留意しながら避難するよう周知する。

- ・ 近くの建物（できればコンクリート造り等頑丈な建物）の中に避難すること。
- ・ 近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守ること。
- ・ 屋内ではできるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋に移動すること。
- ・ 車両内にいる者は、むやみに車外へ出ずにラジオ等で正確な情報収集に努めること。やむを得ず車を道路へ置いて避難するときは、道路の左端側に沿って駐車し、キーを付けたままロックをせずに避難すること。
- ・ 着弾があった現場からは速やかに離れ、着弾後の状況を踏まえて別に示される「避難の指示」に従い行動すること。
- ・ 防災行政無線、テレビ、ラジオ等を通じて伝えられる情報に注意すること。
- ・ 服装は、できるだけ肌を露出しないものとし、マスク等を着用すること。
- ・ 化学剤による被害を受けた場合には、直ちに専門機関による除染等の措置を受けるなど、指示に従うこと。

3 避難の方法に関する事項（法第61条第2項第1号）			
要避難地域	}	}	※当時の状況に応じて記載
要避難者数			
うち要配慮者数			
避難先地域			
一時避難場所及び集合方法			
集合場所			
避難経路			
避難手段			
避難開始日時			
4 避難の実施に関し必要な事項（法第61条第2項第3号）			
避難施設	名称	}	※当時の状況に応じて記載
	所在地		
	連絡先		
避難にあたっての留意事項	<p>住民に対しては、屋内避難に備えて、最低限の食料や飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明書を用意しておくよう周知する。また、防災行政無線やテレビ、ラジオなどを通じて伝えられる情報に注意するよう周知し、避難の際は化学剤は一般的に空気より重いので、可能な限り高所に避難すること。</p> <p>また、屋外から屋内に戻ってきた場合は、衣類を脱いでビニール袋等に密閉し、手、顔、体をよく洗うよう周知する。</p>		
追加情報の伝達方法	防災行政無線、広報車、ホームページ、防災メール、SNS等		
5 避難住民の誘導に関する事項（法第61条第2項第2号）			
職員の配置場所・人数	}	}	※当時の状況に応じて職員の体制及び配備等を行う
職員間の連絡方法			
要配慮者の避難誘導方針	避難行動要支援者の区分に応じた対応を実施		
残留者の確認方法	※確認者、時期、完了予定日時等を含めて決定し記載		
6 緊急時の連絡手段			
川島町	TEL:049-299-1753		
国民保護対策本部	FAX:049-297-6058		

(4) ゲリラや特殊部隊による攻撃

①事態の状況

事態の状況及び避難の必要性

国の対策本部長は、逃走した武装勢力が〇〇地区の建物に立てこもっており、攻撃の可能性があることを踏まえ、警報を発令し、川島町〇〇地区を要避難地域とする避難措置の指示を行った（資料2）。これに基づき、知事は、避難の指示を行った（資料3、4）。

そのため、町は、今後、住民がとるべき行動について周知する。

②方針及び実施要領

全般的な方針

ア 要避難地域の住民については、事態が沈静化するまで、当面の間屋内避難とする。

イ 事態の状況により適切な避難施設に移動させることを検討する。

ウ 住民の安全確保の観点から、警察・消防との協力体制の下、広報車等を活用し、隣接する地域の住民に事態の状況等を広報・周知する。

避難実施要領

避難実施要領（一例）	
川島町長 ○年○月○日○時○分現在	
屋内避難	
1 県からの避難の指示の内容	
<p>国の対策本部長は、逃走した武装勢力が建物に立てこもっており攻撃の可能性があることを踏まえ、警報を発令し、○○地区を要避難地域とする避難措置の指示を行った。</p> <p>知事は別添の避難の指示を行った。</p>	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	○○年○月○日○時○分
発生場所	川島町○○地区
実行の主体	国籍不明の武装勢力
事案の概要と被害状況	武装勢力の乗った車両が逃走し、○○地区の建物に立てこもっている。
今後の予測・影響と措置	○○地区については、事態が沈静化するまで、当面の間、屋内避難を継続する。
気象の状況	天候： 気温： ℃ 風向： 風速： m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	川島町○○地区
避難先と避難誘導の方針	<p>防災行政無線、広報車、町ホームページ等さまざまな手段を活用し、住民に屋内避難を呼びかけるとともに、関係機関等と協力し、広く住民に周知するよう努める。</p> <p>武装勢力による攻撃が、当該地域において一時的又は最終的に収束した場合には、警察、自衛隊等と連絡調整の上、速やかに域外に避難させる。</p> <p>新たな爆発等の具体的な攻撃に関する情報が国から出された場合には、別途その内容を伝達する。</p> <p>※ ゲリラ・特殊部隊等による攻撃に伴う避難は、攻撃への排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における警察官や自衛隊等からの情報や助言等をふまえて、最終的には、住民を攻撃の区域外に避難させる。</p> <p>※ 事案が発生している地域に所在する住民については、事態の状況が沈静化するまで一時的に屋内避難させ、局地的な事態の沈静化の状況を踏まえ、順次避難させる。</p>

避難開始日時	— ※状況の変化とともに避難を開始する。
避難完了予定日時	—
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	消防、警察、自衛隊、医療機関等の関係機関に情報収集し、措置の概要を記載する。
連絡調整先	現地調整所（位置：△△、連絡手段：××）
3 事態の特性で留意すべき事項	
避難の方法は、警報の内容等以外にも、現場で活動する警察、自衛隊等の意見を聴いた上で決定することが必要である。	
4 住民の行動（基本事項）	
屋内避難の指示を受けた場合の対応	
屋内にいる場合	室内の密閉、2階以上の階へ避難、情報収集体制の確保
屋外にいる場合	速やかに屋内に避難する。
5 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線による放送 ・防災メール、緊急速報メール等 ・広報車 ・ツイッター等SNS
避難実施要領の伝達先	伝達先一覧表による。
6 緊急時の連絡手段	
川島町	TEL:049-299-1753
国民保護対策本部	FAX:049-297-6058

4 住民の避難の基本的考え方

(1) 避難措置の指示

国は、住民の避難が必要（屋内への避難含む。）であると認めるときは、総務大臣を経由して、関係都道府県に対し、住民の避難に関する措置を講ずべきことを指示（避難措置の指示）することとされている。避難措置の指示の内容は次に示すとおりである。

【避難措置の指示の内容（国→埼玉県）】

- | |
|---------------------------------------|
| ① 要避難地域：住民の避難が必要な地域（できるだけ市町村単位が示される） |
| ② 避難先地域：住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む） |
| ③ 住民の避難に対して関係機関が講ずべき措置の概要 |

(2) 避難の指示

埼玉県は、国から避難措置の指示を受けたときは、要避難地域の住民に対し、市町村の長を経由して、避難すべき旨を指示（避難の指示）する。避難の指示の内容は概ね次に示すとおりである。

【避難の指示の内容（埼玉県→川島町）】

① 要避難地域	国の避難措置の指示で示された地域に近接地域についても、知事が必要と認めるときは、周辺要避難地域として非難の指示を行う。
② 避難先地域	住民の避難先となる地域（避難先となる地域の市町村名を示す。）
③ 住民の避難に対し関係機関が講ずるべき措置の概要	国による措置の内容等
④ 主要な避難経路	・道路利用の場合は、高速道路、国道及び県道レベルで設定する。
⑤ 避難のための交通手段	運送事業者の対応可能な輸送方法及び輸送力
⑥ その他避難の方法	避難開始時刻、避難に伴う交通規制、避難行動要支援者への配慮事項及び避難時における注意事項（避難時の服装、自家用車利用の可否等）

(3) 避難形態

国民保護事案が発生した場合または発生の予兆が見られる場合、町は国や県からの指示の下、住民を避難誘導することとなる。町が避難を実施するにあたり考えておくべきことを避難の形態ごとに分類すると、①屋内避難（自宅にとどまる場合を含む。）、②町域内の避難、③町域外への避難（県外への避難を含む。）の3形態が考えられる。

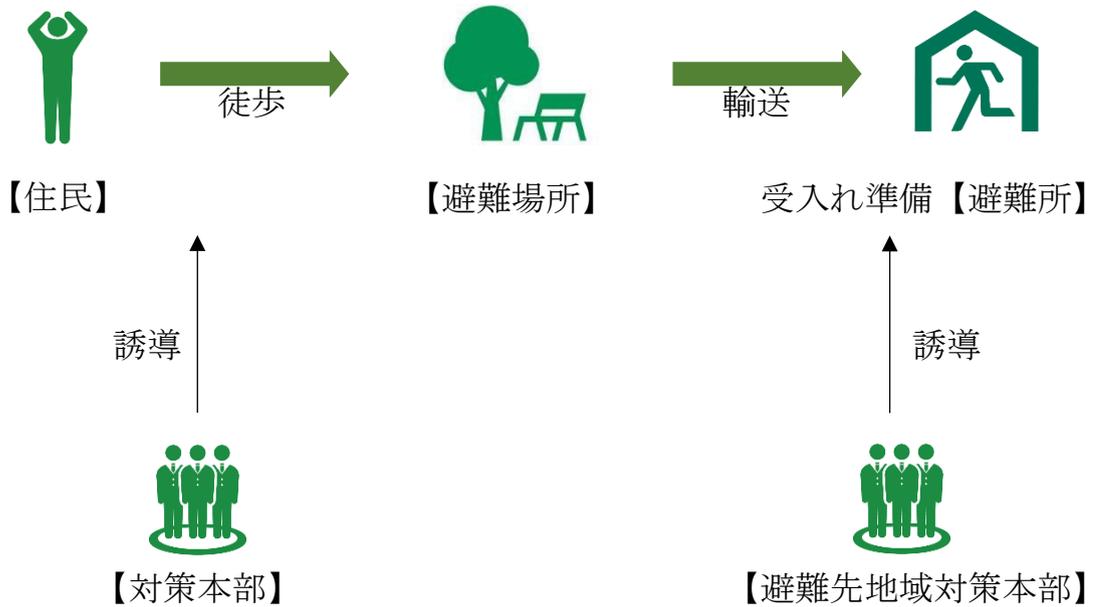
また、一時的に屋内避難を行い、その後、町域内や町域外に避難する場合も考えられる。さらには、同じ事案の中で、一部地域に屋内避難を、別の地域には町域内避難を求めるような場合もありうる。

住民の避難に関する措置を実施する際には、これらの避難形態に加えて、事態、地域、避難させる住民、時期等の特性を考慮して避難の具体的な方法を検討する必要がある。

①屋内避難	
外を移動するよりも、屋内にとどまることが安全と判断される場合に、屋内に避難する方法であり、特に、時間的な余裕が無い場合や一時的な避難の場合等に用いる避難の形態である。	
自宅にいる場合	外出している場合
 <p>自宅にいる場合は外出しないでとどまる。</p>	 <p>徒歩（原則）</p> <p>外出している場合は、速やかに屋内に避難する。近傍のコンクリート造り等の堅牢な施設、建築物等に避難する。</p>
②町域内避難	
危険が予測される場所から安全な場所に避難する方法であり、その場所にとどまっていた場合は危険な場合等に用いる避難の形態である。	
 <p>【住民】 → 徒歩 → 【避難場所】 → 徒歩・輸送 → 【避難所】</p> <p>↑ 誘導 ↑</p> <p>【対策本部】</p>	

③町域外避難

危険が予測される場所から安全な所に避難する方法のうち、要避難地域が町域を越える場合に用いる避難の方法であり、危険が予測される地域が広範囲に及ぶ場合等に用いる避難の形態である。町は、県と連携して、避難先地域を管轄する都道府県または市町村と調整を行い、避難住民を誘導する。



5 避難誘導における一般的留意事項

(1) 各種の事態に即した対応

- 弾道ミサイル攻撃やゲリラ・特殊部隊による攻撃等攻撃類型により、また避難に時間的余裕があるか否か、昼間の町中心部における避難であるか否か等により、実際の避難誘導の在り方は異なり、常にその事態に即した避難誘導の実現を図る。避難実施要領についても、事態の変化を踏まえ、逐次修正する場合もある。
- 弾道ミサイル攻撃においては、当初は迅速に屋内に避難することとなる。避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、実際に弾道ミサイルが発射されたときに個人が対応できるよう、その取るべき行動を住民に対して周知しておくことが主な内容となる。
- ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、比較的時間的な余裕がある場合には、一時避難所までの移動、一時避難所からのバス等による移動といった手順が一般には考えられるが、昼間の町中心部において突発的に事案が発生した場合には、当初の段階では個人がその判断により危険回避のための行動をとった後に、県警察、海上保安部、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を行うこととなる。
- 町中心部での突発的なテロなど時間的な余裕がないケースにおいては、特に初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ない。このため、平素から、住民が緊急時に如何に対応すべきかについて問題意識を持ってもらう努力を行うこととなる。
- 行政当局の限られた資源を活用し、効率的に避難を行うためには、必要となる措置に優先順位をつけていかなければならないが、その際、住民への情報提供及び避難行動要支援者の避難誘導について特に重視することとする。

(2) 避難誘導に係る情報の共有化、一元化

- 避難住民の誘導に当たっては、対策本部長による避難措置の指示の内容、警報の内容（特に法第44条第2項第2号に掲げる「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」の設定の状況）、またそれを受けた知事による避難の指示を踏まえた対応を基本とする。
- 他方、ゲリラや特殊部隊による攻撃等のように、現場において事態が刻々と変化するような状況においては、現地で活動する関係機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を考えることとする。
- 避難実施要領の策定に当たっては、県、県警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴くこととしており、その際に、各機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を決めていくこととなる。

- 町対策本部は、町の区域における国民保護措置を総合的に推進する役割を担うが事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言等に基づく的確な措置を実施できるよう、必要に応じ、現地調整所を設けて、活動調整に当たることとする。
- 避難誘導の開始や終了時、問題が生じた時などは、現地調整所に必ず連絡し、現地調整所において現場の情報を一元化し、全体の状況を常に把握しておくことが必要である。また現地調整所の職員は、町対策本部と常に連絡を取り合い連携の取れた対応を行う。
- 政府の現地対策本部が設置された場合には、当該本部に町の職員を連絡員として派遣して、最新の情報を入手するとともに、避難実施要領の作成や修正作業に反映させることとする。

(3)住民に対する情報提供の在り方

- 国民保護法上、国民への適時適切な情報提供が定められているところであるが、避難誘導に当たっても、住民に可能な限り情報提供をしていくこととする。
- 武力攻撃やテロについては、我が国においてはあまり意識されてこなかったため、自然災害以上に、希望的観測を抱き、災害の発生を軽視もしくは無視し、適切な行動を取らないということ（ノーマルシー・バイアス＝「正常化の偏見」）が起きやすく、また、逆に小さな事象に対し過剰に反応したり（カタストロフィー・バイアス）、流言や誤情報に基づいて思いこみで行動する可能性もある。そうした住民の心理状態も念頭に置き、住民に対して必要な情報を、タイムリーに提供することとする。
- その際、事態の状況や住民の避難にかかわる情報のみならず、行政側の対応の状況についても、可能な限り提供することとする。それは、住民にとっての安心材料にもなるものである（状況に変化がない場合においても、現状に関し情報提供を続けることは必要である）。
- また、「正常化の偏見」を考慮すると、自然災害時以上に残留者への対応が必要になる可能性が高く、必要な要員を確保するとともに、把握している情報をもとに丁寧な状況説明を行うこと等により、残留者の説得を行うこととする。
- 放送事業者の有する情報伝達の即時機能にかんがみ、重要な情報は、速やかに放送事業者に提供することとする。
- 避難行動要支援者や外国人など、情報が届きにくい住民については、民生委員、ボランティア団体等を通じた情報提供も行うことが必要となるが、そのために、平素より、十分な連携を図っておくこととする。

- NBC攻撃のように、NBCによる汚染の状況が目に見えないような事象においては一般の国民には危険が迫っていることが目に見えないことから、特に速やかな情報提供に心がけるものとする。

(4) 高齢者、障害者等への配慮

- 避難誘導にあたっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の避難行動要支援者への配慮が重要であり、避難誘導に当たり常にこのことを意識する必要がある。また、時間的余裕がなく、屋内に留まる方が安全と考えられる場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として考えることとする。
- 具体的には、以下の避難行動要支援者の避難行動支援措置を講じていくこととする。
 - ① 消防団や自主防災組織等による情報が伝達されているか否かの確認
 - ② 社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と連携した情報提供と支援の実施
- また、老人福祉施設等の施設の管理者において車いすや担架による移動補助、車両による搬送等の措置が適切に講じられるよう、収容者数を踏まえた運送手段の確保の方策について検討しておくこととする。

(5) 安全かつ規律を保った避難誘導

- 避難は、現時点において安全でも、事態の変化の可能性のあることから、変化した場合においても住民の安全を確保するために行うものであり、避難過程の安全確保は、避難にあたっての前提である。
- したがって、避難誘導の開始時において、県警察等との活動調整を行い、避難経路の要所において、職員を配置して各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板などを配置して、誘導の円滑化を図ることとする。また、一時避難所からバス等で移動する場合においては、当該一時避難所において職員を住民の搭乗等の調整に当たらせることとする。
- また、避難誘導の実施に当たり、避難住民が興味本位で、危険な地域に向ったり、避難から脱落することがないように、注意することとする。
- 避難誘導の実施に当たり、少しでも連帯感を持って避難誘導を行うことが必要となるが、地域社会における連帯感が希薄な場合においても、現場における個々の誘導員がリーダーシップを発揮することで、一定程度規律を保った避難を行うことが可能となる。
- このため、避難誘導の先導に立つ要員については、次の点に留意して活動させることとする。

- 住民は、恐怖心や不安感の中で誘導を行うことになるから、誘導に当たる者は、より一層、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- 誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にして、その活動に理解を求めること。
- 誘導員は、パニックの予兆を察知したら、それに先立ち迅速な情報提供と冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- 近隣の住民に声をかけ合い、相互に助け合って避難を行うよう促すこと。

(6) 学校や事業所における対応

- 学校や大規模な事業所においては、時間的な余裕がある場合を除き、集団でまとまって行動することを前提として、誘導の方法を考えるべきである。
- 例えば、学校については、時間的に余裕がある場合には、保護者に連絡して、児童生徒等と保護者が一緒に行動するが、保護者が職場にいる場合や時間的余裕がない場合には、学校の管理の下で、担任が児童生徒等と行動を共にして避難を行うことを基本とする（登下校中や課外活動中に、学校に所在する児童生徒等についても同様である）。
- こうした取り組みを円滑に進めるためにも、平素より、学校や大規模な事業所と連携を図るとともに、訓練等により浸透を図ることとする。

(7) 民間企業による協力体制の構築

- 災害時の民間企業の役割として、「企業内の防災」のみならず、「地域の防災力」を確保する上での役割が重要になっている。企業の持つ物理的スペースが、住民避難に役立つのみならず近隣地域への情報提供等についても、重要な役割を果たし得る。
- 例えば、昼間町中心部において、武力攻撃やテロが発生した場合においても、企業単位で地域の避難誘導を主体的に実施することや、電光掲示板等によるタイムリーな情報の提供（例えば、平時は企業情報を提供し、事態発生時には、警報等の安全情報を提供）は、大きな効果を生む。
- このため、こうした取り組みを行う民間企業をPRすること等により、地域において、民間企業が住民避難等を支援する体制づくりを進めることとする。

(8) 住民の「自助」に基づく取り組みの促進

- 災害時では、「自助7割、共助2割、公助1割」であると、一般に指摘されており、特に初動の対応は、阪神・淡路大地震の際の教訓に照らしても、個々人の自助能力が鍵であるとされている。つまり、テロ生起現場は、多数の住民が生活している場でもあり、住民自らが身を守る必要があるということである。
- 事案の発生直後は、危険を回避し被害を軽減するため非常に重要な時間であるが、その時点での行政側の対応には一定の限界があり、国民一人ひとりが危険回避のために問題意識を持って対応できるよう、平素からの啓発を強化することとする。

○町は、武力攻撃事態あるいは大規模なテロに際し、住民自ら行うべきことについて、研修会や訓練を通じて、平素から周知するよう努力することとする。こうした取り組みは、緊急時に一定の方向に人々の行動を収斂させるという効果も有しており、安全かつ円滑な避難実施の点からも有効である。

資料編

資料 1 避難実施要領様式例

例 1 屋内避難における避難実施要領の様式（例）

避 難 実 施 要 領	
川島町長	
年 月 日 時 分現在	
屋内避難	
1 県からの避難の指示の内容	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	年 月 日 時 分
発生場所	
実行の主体	
事案の概要と被害状況	
今後の予測・影響と措置	
気象の状況	天候： 気温： °C 風向： 風速： m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	
避難先と避難誘導の方針	
避難開始日時	
避難完了予定日時	
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	
連絡調整先	
3 事態の特性で留意すべき事項	
4 住民の行動（基本事項）	
屋内避難の指示を受けた場合の対応	
屋内にいる場合	
屋外にいる場合	
5 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	
避難実施要領の伝達先	

6 緊急時の連絡手段	
川島町 国民保護対策本部	TEL : FAX :

例2 町域内避難及び町域外避難における避難実施要領の様式（例）

避難実施要領				
				川島町長
				年 月 日 時 分現在
町域内避難 及び 町域外避難				
1 県からの避難の指示の内容				
2 事態の状況、関係機関の措置				
2-1 事態の状況				
発生時期	年 月 日 時 分			
発生場所				
実行の主体				
事案の概要と被害状況				
今後の予測・影響と措置				
気象の状況	天候：	気温：	℃	風向：
				風速： m/s
2-2 避難住民の誘導の概要				
要避難地域				
避難先と避難誘導の方針				
避難開始日時				
避難完了予定日時				
2-3 関係機関の措置等				
措置の概要				
連絡調整先				
3 事態の特性で留意すべき事項				
事態の特性 (除染の必要性等)				
地域の特性				
時期による特性				
4 避難者数（単位：人）				
地区名				合計
避難者数（計）				
うち要配慮者数				
うち外国人等の数				
5 避難施設				
5-1 事態の状況				
避難先地域				

避難施設名				
所在地				
収容可能人員数（人）				
連絡先（電話等）				
連絡担当者				
その他の留意事項等				
5-2 一時集合場所（広域避難場所）				
集合場所・避難場所名				
所在地				
連絡先（電話等）				
連絡担当者				
その他の留意事項等				
6 避難手段				
輸送手段	バス ・ 徒歩 ・ その他 ()			
輸送手段の詳細	種類（車種等）			
	台数			
	輸送可能人数			
	連絡先			
輸送力の配分の考え方				
その他輸送手段	要援護者			
	その他（入院患者等）			
7 避難経路				
避難に使用する経路				
交通規制	実施者の確認			
	規制に当たる人数			
	規制場所			
警備体制	実施者の確認			
	警備に当たる人数			
	警備場所			

8 避難誘導方法					
8-1 避難（輸送）方法					
地 区					
一時集合 場所への 避難方法	誘導の実施単位				
	輸送手段				
	避難先				
	集合時間				
	その他（誘導責任者等）				
避難施設 への避難 方法	誘導の実施単位				
	輸送手段				
	避難経路				
	避難先				
	避難開始日時				
	避難完了予定日時				
	その他（誘導責任者等）				
要援護者 等の避難 方法	誘導の実施単位				
	要配慮者への支援事項				
	輸送手段				
	避難経路				
	避難先				
	避難開始日時				
	避難完了予定日時				
8-2 職員の配置方法					
配置場所					
人数					
現地調整所					
8-3 残留者の確認方法					
確認者					
時期					
場所					
方法					
措置					
終了予定日時					

8-4 避難誘導時の食料の支援・提供方法	
食事時期	
食事場所	
提供する食事の種類	
実施担当部署	
8-5 追加情報の伝達	
9 避難時の留意事項（主に住民）	
自宅から避難する場合の留意事項	
基本事項	
事態の特性	
時期の特性	
一時集合場所 での対応	
10 誘導に際しての留意事項（職員）	
（心得・安全確保・服装等）	
11 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	
避難実施要領の伝達先	
職員間の連絡手段	
12 緊急時の連絡手段	
川島町 国民保護対策本部	TEL: FAX:

例3 最小限の項目に限った避難実施要領の様式（例）

避難実施要領			
			川島町長
			年 月 日 時 分現在
1 警報の内容			
(事態の現状及び予測、住民等に周知すべき事項)			
2 避難指示			
(要避難地域、避難先地域、関係機関が講ずべき措置の概要、避難の方法等)			
3 避難の方法に関する事項（法第61条第2項第1号）			
要避難地域			
要避難者数			
うち要援護者数			
避難先地域			
一時避難場所及び集合法			
集合場所			
避難経路			
避難手段			
避難開始日時			
4 避難の実施に関し必要な事項（法第61条第2項第3号）			
避難施設	名称		
	所在地		
	連絡先		
避難にあたっての留意事項	(携行品・服装等・避難誘導中の食料等の支援)		
追加情報の伝達方法			
5 避難住民の誘導に関する事項（法第61条第2項第2号）			
職員の配置場所・人数			
職員間の連絡方法			
要配慮者の避難誘導方針			
残留者の確認方法			
6 緊急時の連絡手段			
川島町	TEL:		
国民保護対策本部	FAX:		

資料2 警報の通知文例

知事からの警報の通知

危機第〇〇〇〇号
〇〇年〇月〇日

各市町村長
各指定地方公共機関の長
県管理大規模集客施設等の管理者 } 様

埼玉県知事 氏名

武力攻撃事態等における警報の通知について（通知）

総務大臣から、武力攻撃事態等における警報の通知があったので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第46条及び国民保護に関する埼玉県計画に基づき、別添のとおり通知する。

各市町村においては、直ちにサイレン等を使用して、住民に警報を伝達されたい。

※ 本通知文に、国からの通知文を添付してFAXします。

資料3 避難の指示（第1段階）の通知文例

知事からの避難の指示（第1段階）

危機第〇〇〇〇号
〇〇年〇月〇日

各市町村長 様

埼玉県知事 氏 名

武力攻撃事態等における避難の指示（第1段階）について（通知）

武力攻撃事態等対策本部長から避難措置の指示があったので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第54条及び国民保護に関する埼玉県計画に基づき、住民に対し下記のとおり避難の指示を行うので、所要の措置を講じられたい。

なお、主要な避難経路、避難のための交通手段、避難先地域における避難施設は、おって通知する。

記

- 1 要避難地域
（地域名列挙）
- 2 避難先地域
（地域名列挙）
- 3 住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要

<例>

- ・ 関係機関は、住民を速やかに誘導し、〇〇への立入りを禁止すること。
- ・ 関係機関は、避難を行う際に留意すべき事項を住民に伝達すること。

※ 必要に応じて、資料を添付する。

資料4 避難の指示（第2段階）の通知文例

知事からの避難の指示（第1段階）

危機第〇〇〇〇号
〇〇年〇月〇日

各市町村長 様

埼玉県知事 氏 名

武力攻撃事態等における避難の指示（第二段階）について（通知）

先に、住民に対し避難の指示を行ったところであるが、下記のとおり、主要な避難経路、避難のための交通手段、避難先地域における避難施設を決定したので通知する。

貴職においては、住民への周知及び避難誘導の実施等所要の措置を実施されたい。

記

1 主要な避難経路

国道〇〇号、△△号及び県道〇〇号、△△号

2 避難のための交通手段

原則、徒歩により避難集合場所に集合し、バス鉄道で避難する。

ただし、要配慮者については、自家用自動車の使用を認める。

3 避難先地域における避難施設

別添のとおり（避難施設が多数になる場合等は、資料を添付する。）